

農地の転用（農業用施設等）届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

丹波篠山市農業委員会会長 〇 〇 〇 〇 様

届出者 住 所 丹波篠山市北新町4-1番地

氏 名 篠山太郎

(電話番号:)

メールアドレス:

次の農地を、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設等に転用したいので、届出します。

1. 転用したい農地

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有者名	耕作者名
		登記簿	現況			
丹波篠山市豊年字イ坪	105-1	畑	畑	150	篠山太郎	篠山太郎

2. 転用計画

(1) 転用事由の詳細

現在の農作業場兼農業用倉庫が、市道拡幅工事に伴い立退きになるため、当届出地に新たに農作業場兼農業用倉庫を建築する。

(2) 転用の時期

工事着工年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

工事完成年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

(3) 農業用施設等の概要

名 称	建築物などの数	建築物などの面積	所要面積	備 考
農作業場兼 農業用倉庫	鉄骨造り スレート葺 一部2階建1棟	1階 50.0㎡ 2階 25.0 合計 75.0	150 ㎡	

〈添付書類〉

(1) 位置図 (2) 登記簿謄本 (3) 公図の写し (4) 建築物等配置図 (5) その他

(注) 1. 2部提出すること

2. 農地法施行規則第29条第1号前段の「耕作の事業を行う者が、その農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進」のための転用についてもこの届出書によるものとする。

この届出を受理します。

年 月 日

丹波篠山市農業委員会会長 〇 〇 〇 〇 様 (印)

農地の転用（農業用施設等）届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

丹波篠山市農業委員会会長 〇 〇 〇 〇

後継者名を記入する

届出者 住所 丹波篠山市北新町4-1番地

氏名 篠山太郎

(電話番号:)

メールアドレス:

次の農地を、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設等に転用したいので、届出します。

3. 転用したい農地

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有者名	耕作者名
		登記簿	現況			
丹波篠山市豊年字イ坪	105-1	畑	畑	150	篠山太郎 (篠山一郎) 使用貸借契約による	篠山太郎

4. 転用計画

(1) 転用事由の詳細

年金受給者名を記入する

現在の農作業場兼農業用倉庫が、市道拡幅工事に伴い立退きになるため、当届出地に新たに農作業場兼農業用倉庫を建築する。

(2) 転用の時期

工事着工年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

工事完成年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

(3) 農業用施設等の概要

名称	建築物などの数	建築物などの面積	所要面積	備考
農作業場兼 農業用倉庫	鉄骨造り スレート葺 一部2階建1棟	1階 50.0㎡ 2階 25.0 合計 75.0	150 ㎡	

〈添付書類〉

(1) 位置図 (2) 登記簿謄本 (3) 公図の写し (4) 建築物等配置図 (5) その他

(注) 1. 2部提出すること

2. 農地法施行規則第29条第1号前段の「耕作の事業を行う者が、その農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進」のための転用についてもこの届出書によるものとする。

この届出を受理します。

年 月 日

丹波篠山市農業委員会会長

印

隣接農地転用同意書

私が、農地法施行規則第29条第1号に規定する農地転用の届出をして下記の農地を転用するにつきましては許可申請のとおり転用し、隣接土地等には絶対ご迷惑をおかけしないよう施工いたしますのでこの転用に同意願います。

記

1. 転用土地の表示

丹波篠山市 豊年 字 1/坪105 番地 1 地目 畑 面積 150 m²

2. 転用目的

農作業場兼農業用倉庫

〇〇年〇〇月〇〇日

申請人 住所 丹波篠山市北新町41番地
(転用事業者)

氏名 篠山太郎 

3. 上記の届出について、私たち隣接土地所有者（耕作者）は、異議なく同意します。

隣接農地の表示			同意欄		
所在	地番	地目	氏名	印	同意年月日
丹波篠山市豊年字1/坪	103	畑	〇〇〇〇		〇〇〇〇

農地転用についての誓約書

私は、このたび丹波篠山市 豊年 字 1/坪105-1 番地、地目 畑 面積 150 m²

外 一 筆、合計面積 150 m²を 農作業場兼農業用倉庫 に転用すること

について、農地法施行規則第29条第1号受理条件を厳守の上、次の事項を必ず履行することをここに誓約いたします。

記

1. 転用目的 農作業場兼農業用倉庫 以外には変更しない。
2. 許可後、転売等信義に反する行為はしない。
3. 許可の日から12カ月以内に着工する。但し、着工までの間についても地元、隣接地等に被害がでないように管理する。
4. 工事完了までの期間は、 年 月 日から○○○日間とする。
(受 理 日)
5. 転用に伴う取水、排水の時は農業及び公衆衛生上等に被害を及ぼさないようにする。
6. 転用しようとするときは、土砂の流出及び堆積、崩壊、粉塵、鉱煙、その他により近隣の土地及び作物等に被害を与えないように防除対策を講ずる。
7. その他 ()
8. 万一、上記誓約事項に違反した場合は、県及び市農業委員会の指示に従う。

〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 丹波篠山市北新町41番地

氏 名 篠山太郎



兵庫県知事様
丹波篠山市農業委員会会長様